

犯罪被害者問題の一つの視点

大 谷 実

ここ二年ほど、わたくしは、犯罪被害者の救済問題を自分の研究の一つの柱にして、いくつかの論文を発表するかたわら「イギリスにおける被害者補償制度の運用状況」ジュリスト五二・五二二・五二四号、「被害者学と被害者補償」刑法雑誌一九巻四号、特集「犯罪による被害者補償」ジュリスト五七五号、「刑事被害者補償をめぐる諸問題」法学セミナー二三七号、「犯罪被害者の救済とその理論的根拠」公明昭和五〇年三月号、「損害額の算定基準・犯罪の被害者」日弁連自由と正義昭和五〇年五月号、「突発事故の被害者補償を急げ」行政通信社人と日本昭和五〇年三月号、など、被害者やその遺家族の実態調査にとりくんできたが、その結論は、すでに新聞などで報道されているように、国もしくは地方公共団体には、犯罪被害者の救済制度をつくる政策上の義務がある、というものであった。

その理由は、すでになん度も述べてきたのでここでは省略するがひとくちでいえば、犯罪被害者、とくに、殺人や重傷害の被害者が

物心両面において、いいつくせないほどの悲惨な状況におかれていくということ、これらの事態は、従来の制度からは、加害者である犯人が解消すべきであるが、加害者が損害賠償を行いうるケースは皆無にひとしいということ、したがって被害者の公的救済が行われなにかぎり、この犯罪被害者の悲惨な状況は、永久に解消されることはないということであった。

それにしても、このあたりまえの提案にたいし、法律学者や実務家が予想外に冷淡であったのは、一つの驚きでさえあった。とくに刑事法学者や弁護士の反応は、じつに微々たるものであった。もっとも、被害者救済問題にたいする市民的関心が高まった現段階では、この無関心な態度は大きく変ったといつてよいが。いずれにせよ、学者や実務家が、この問題に一応の警戒心をもつものには、それなりの根拠と背景があることに注意しなければならない。それは、

主として、次のような事情にもついている。

被害者救済問題というのは、端的にいえば、国や社会から無視され、みじめな境遇におかれている被害者の人権回復を意味している。この人権回復には、犯罪という異常な体験に遭遇した人たちの閉ざされた心をひらき、少しでも、正常な生活にもどれるようにするにはどうすればよいかといった困難な課題が含まれているが、こうした被害者の実態とその人権回復に注目することは、とりもなおさず、その原因者である犯人への怒りとなつてはねかえってくる。多くの法律家は、被害者の人権ということばを用いる場合、それに対立するものとして、被疑者、被告人、受刑者の人権という観念を頭にえがくのはそのためである。そうして、このことは、ある意味で当然だといつてよい。第二次世界大戦後の刑事法学は、極端に

えば、被疑者、被告人、受刑者といった刑事司法上の人権確立を目指して進んできたといえるからである。犯罪捜査、被疑者・被告人の取調べ、刑事裁判といった刑事司法の運用のなかで、人権保障のための手あつてい手段が講じられ、また受刑者についても同様の理念が実現しつつあるだけでなく、死刑は一步一步廃止へと近づき、懲役や禁固といった自由剝奪刑も縮小の一途をたどつてきている。

被害者の人権を強調すると、こうした犯人サイドの人権保障にたいして水をさすことになると思はれてきた。被害者問題は、タブーであるとされてきたゆえんである。

こうして戦後刑事法学者は、犯人サイドの人権さえ強調していれば、その良心と学者としての使命を満足できると考えてきたことは否定できない。ここに世論と刑法学、刑事実務の極端な背馳が生じ

てきた理由があるといつてよい。被害者たちが、犯人には手あつて保護の手が差しのべられているのに、自分たちは国の施策からまったく無視されているのは不公平ではないかとして怒りをぶちまけるのは、けだし当然のことであろう。

もっとも、被害者の人権を強調することによって、ようやく軌道に乗りつつある犯人サイドの人権保障が動揺することになるとすれば、きわめて由々しい問題だといふべきであろう。そうして、たとえば今回の刑法改正の動きの中で、被害者の現在おかれている立場を考慮し、刑罰を全般的に重くすべきだとする提案が折り返されてくるのを見ても、この懸念が、けつして杞憂でないことが分かる。しかし、被害者補償制度をつくれという提案には、被害者の気の毒な立場を考慮し、だから死刑にせよ、厳罰にせよというのではなく、むしろこれとは逆に、被害者の立場に社会として同情し、これら不運になやむ人たちが社会に復帰できるような方策を講ずることによって、犯人にたいする理性的な処遇を増進するものであることに留意すべきなのである。あわれな被害者の姿を見て、別件逮捕などはものともせず、草の根をわけても犯人を捕えるというのであれば、問題であろうが、被害者補償制度は、かえって、こうした被疑者、被告人、受刑者の人権保障に寄与すると思えるべきではなからうか。刑法学者や実務家は、いたずらに犯人側の人権が危うくなることに危惧せず、被害者補償制度に眼をむけるべきであろう。

なおここで、被害者にたいする国家補償が行われた場合、どのような屈辱をつけるにせよ、国庫負担にならざるをえないのだから、国は、犯罪防止のため国民にたいする管理を強化する口実として、

これを利用することになるのではないかとする懸念もありうる。そうでなくとも治安対策の強化、精神障害者にたいする保安処分が、刑法改正の柱になっている折から、いま、補償制度をつくると、かえってこの方向を助長することにならないかとする危惧も理解できないのではない。もっとも、こういう疑念をいなくことじたい、世論から遊離しているという批判もある。市民の感覚からすれば、補償よりもまず犯罪のない社会こそ国の政策であるべきだからである。

たしかに、刑法や国の刑事機構は、市民の生活の安全と自由を確保するためにあるというべきであろう。これまで、刑法学者は、国家の道義や正義を守るためといったサロンの議論を展開したり、犯人サイドの人権保障さえ強調していればことがすむように考えてきたが、それが市民感覚といかにずれているか、市民にたいして説得力をもたないか、われわれとしては、きびしく反省をしなければならぬところであろう。

では、市民の安全と自由の確保とはどういうことか。

兇悪犯や爆破事件が発生すると、取締まりを強化し、市民の安全をまもるため犯人を厳罰にすべきだとする世論が高まる。しかし、過去百年ほどの犯罪学の歴史は、国の治安対策や刑事機構で犯罪を防止するのがいかに困難であるかを自覚してきた歴史であるといってもよい。もはや犯罪は、風土病のように、どのような社会にも付着しており、除去できないものとなっているのである。

むろん、犯罪を防止するために科学的見地に立って種々の手段を講ずる必要はあるし、たとえば交通事故犯のように犯罪抑止手段もあ

る程度の効果は期待できる。しかし、犯罪を撲滅することは、いかに恐怖政治を敢行しても困難なのではなからうか。

刑法の役割は、一方で個人の個性ある生き方を確保するために、他からの侵害を防止し、市民生活の安全と自由を守ることにある。一方、この目的を実現するためには、不可避免的に市民にたいする行動の制限と管理にむすびつく。被害者補償制度は、自由社会を前提とする国家が、犯罪防止には限度があることを承認し、個人の自由を確保するためには一定量の犯罪はやむをえないものとあきらめて、必然的に発生する犯罪被害に手当てを行う制度なのである。その意味で、ある程度の犯罪が発生するのは、その社会が健全である証左であるともいえるし、犯罪撲滅のため治安対策に血道をあげる為政者は、市民にとって好ましいものではないのである。被害者補償制度は、犯罪からの自由と国家権力からの自由という矛盾を止揚するものとして理解する必要があるゆえんである。

(大学法学部教授・刑法総論)

